

千代田町 ファミリーサポートセンター 利用会員用 活動の手引

●千代田町ファミリー・サポート・センター・・・	1
・センターの仕組み ・サポート内容	
1.ファミリー・サポートの活動・・・	2
・預かりの対象となるお子さん ・預かり人数	
・援助活動の場所 ・援助活動の日時	
・報酬	
2. 会員登録について	・・・ 3
3. 活動するまでの流れ	
4. 報酬の算出方法について	・・・ 4
・援助活動時間	
・移動交通費やその他実費	
・キャンセル料について	・・・ 5
5. サポート会員の心得	
6. お預かりに際して利用会員に準備 していただくもの	
7.保険について	・・・ 6
8. 会則	・・・ 7

[問い合わせ先]

千代田町ファミリー・サポート・センター

電話番号 048-297-2903 FAX 番号 048-295-7667

メールアドレス byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp



ホームページ QR コード



千代田町マスコット
キャラクター
「みどりちゃん」

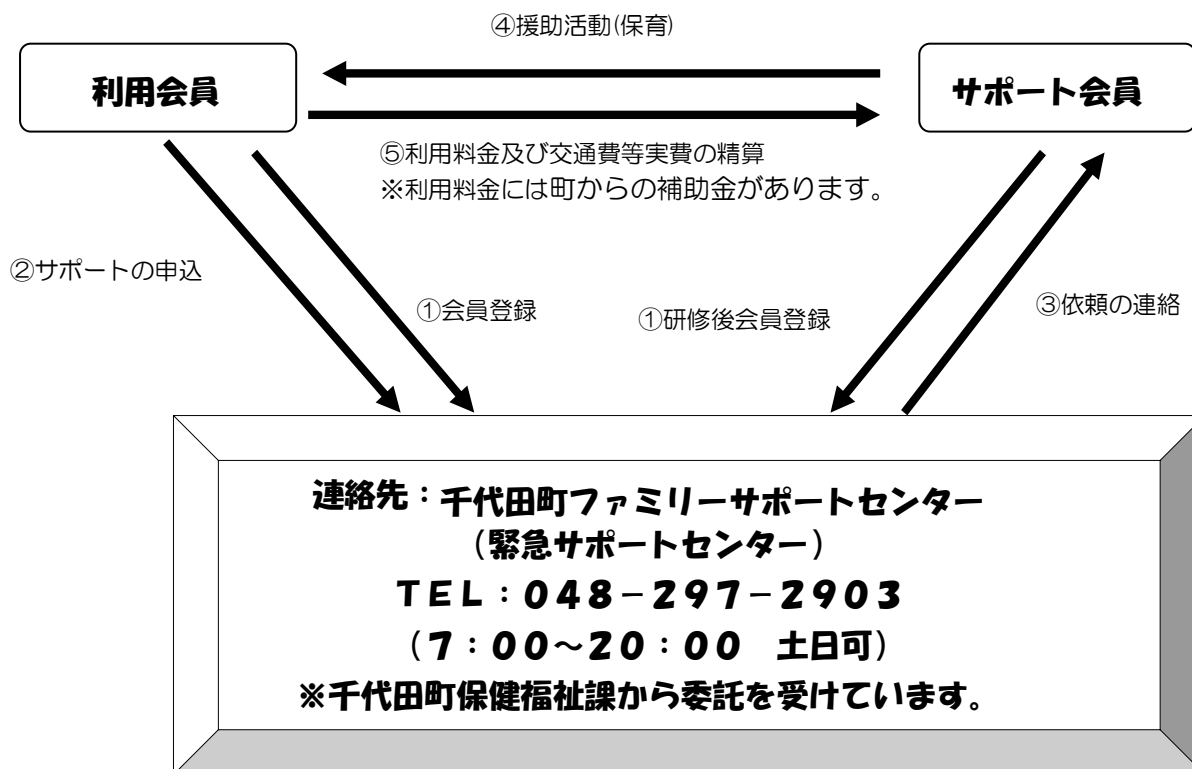
千代田町保健福祉課委託事業

千代田町ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かり等の援助活動を行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いします。

●●● センターの仕組み ●●●



● サポート内容

基本的に、利用会員とサポート会員が事前に顔合わせをし（事前打合せ）、支援する内容を話し合い、合意を得た上で援助活動を行います。

※援助活動例

- ・ 認定こども園、保育所・学校・放課後児童クラブ等が休みの時の預かり
- ・ 認定こども園、保育所・学校、放課後児童クラブ等が始まる前、終了後の預かり
- ・ 児童館、児童センター等で子どもを遊ばせてほしい、お迎えに行ってほしい
- ・ 子どもの習い事の送迎
- ・ 保護者がリフレッシュしたい時、ちょっと子どもを見ていてほしい
- ・ 冠婚葬祭による外出など時子どもを預かってほしい
- ・ 他の子どもの学校行事の時に下の子を預かってほしい
- ・ 臨時のお仕事、短期のお仕事、求職活動などの時子どもを預かってほしい
- ・ 保育所施設等施設入所前に、誰かに子どもを預けてみたい
- ・ 第2子出産後、上の子と遊んであげてほしい。
- ・ 双子の子どもを一緒にしてほしい 等

元気なお子さんの預かりや送迎に関すること

※病児の預かり、宿泊は行いません

1. ファミリーサポートの活動

●利用会員

町内に在住又は在勤している生後3カ月～小学校6年生までのお子さんと同居し養育している方。

●サポート会員

町内に在住又は在勤している20歳以上で積極的に援助活動を行える方。

●両方会員

利用会員、サポート会員両方を兼ねる方。

●1人のサポート会員が預かれる子どもの人数

兄弟姉妹であれば1人のサポート会員で複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、預かり人数を決定致します。

※障がいをお持ちのお子さんの場合や兄弟姉妹の人数、年齢等、お子さんのご様子を伺った上でサポート会員の対応人数をセンターの方で判断させていただく場合もあります。

●援助活動の場所

- ・児童センター 千代田町大字赤岩 2119-5 (総合保健福祉センター内) TEL:0276-86-9030
- ・児童館「陽だまり交流館」 千代田町上五箇 319-2 TEL:0276-86-5730
- ・サポート会員宅、利用会員宅

※預かり場所は依頼の内容、又は会員同士の話し合いの上決めていきます。

●援助活動の日時

- ・サポート会員宅、利用会員宅・・・7:00～22:00
- ・児童センター・・・9:30～12:00、13:00～17:30
- ・児童館「陽だまり交流館」・・・9:30～12:00、13:00～17:30

※児童センター、児童館「陽だまり交流館」は土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

●報酬(利用料金) (お子さん1人/1時間あたりの金額)

①千代田町にお住まいの方には町から助成金がでます。

援助活動終了後、報酬単価から補助金を減じた額を利用会員からサポート会員へ直接お支払いください。

②千代田町外にお住まいの方(在勤)は助成金が出ません。

援助活動終了後、利用料金単価を利用会員からサポート会員へ直接お支払いください。

援助活動の時間	利用料金単価	町からの補助金	利用会員支払額
基本時間 (8時～18時)	800円	300円	500円
基本時間外 (7時～8時・18時～22時)	900円	400円	500円

※援助をするための移動にかかった交通費や、おやつ代、食事代など保育に必要な費用は、別途実費として利用会員が支払います。

※1人のサポート会員が兄弟姉妹の複数人数を見る場合、2人目以降半額になります。

利用料金の計算方法など詳しくは→P4へ

2. 会員登録について

●利用会員として登録するには

- ・千代田町ファミリーサポートセンターのホームページからネットで利用会員登録をしてください。



ファミリー・サポート・センター
ホームページ QR コード

3. 活動するまでの流れ

★利用する前に依頼をするサポート会員と顔合わせ（事前打合せ）をします。事前打合せでは、センターの職員等が立会いのもと利用会員とサポート会員が交流をし、依頼内容の詳細の確認を行います。

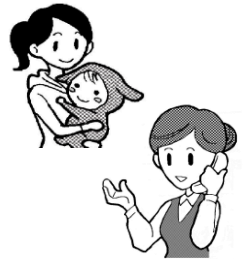
事前打合せを行う場所：利用会員宅又はサポート会員宅、児童館、児童センター等。

①利用する日が決まったらセンターへご連絡ください。

利用会員は利用したい日の2週間前までに、センターへ電話で依頼をしてください。

依頼の内容、お子さんの事など詳しくお聞きします。

事前打合せを行う日程の候補日も数日ご検討の上お伝えください。



千代田町ファミリーサポートセンター（緊急サポートセンター）

TEL 048-297-2903

依頼受付時間 7:00～20:00 土日祝日も受け付けています（休み 12/29～1/3）

②利用フォームをセンターへ送信してください。

※お子さんの詳しい情報をセンターへお送りください。



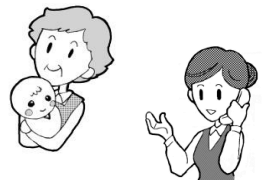
③センターがサポート会員を探し、事前打合せの日程を調整します。

④センターが利用会員にサポート会員決定の連絡と事前打合せの日程の連絡をします。



⑤事前打合せ（利用会員、サポート会員、センター職員等）

利用会員とお子さん、サポート会員、センターの職員等で依頼内容、お子さんの事、報酬の受け渡しの方法等詳しく打合せをします。



⑥サポート会員による援助活動

打合せで決めた内容、場所でお子さんの預かりや送迎等の援助活動の対応をしていきます。



⑦サポート会員が「援助活動報告書」を記入します。

保育中のお子さんの様子、事前打合せで決めた報酬額、交通費等も記入してください。



⑧利用会員による利用料金の支払い。

サポート会員が提示する「援助活動報告書」に確認のサインをし、利用料金、実費等を現金で直接サポート会員にお支払いください。その際お釣りの無いようにご用意ください。お支払い方法や場所は事前打合せで決めます。

★打合せ以降の依頼について（定期的な依頼、継続される依頼等の場合）

基本的に事前打合せをしたサポート会員が担当となってその後の依頼もお願いします。

①利用会員は、翌月の利用予定日を前月末までに1ヶ月単位でまとめてセンターへ連絡してください。

②センターからサポート会員にご都合を伺い、調整していきます。

4. 報酬の算出方法について

● 援助活動時間

- ・報酬は1時間単位で計算します。(1時間に満たない活動でも1時間分)
- ・最初の1時間を10分過ぎた時点で1時間分が加算します。
- ・サポート会員宅でお子さんを預かる場合・・・保護者がサポート会員宅へお子さんを連れてきた時間から保護者へ引き渡す迄の間を保育時間として計算します。
- ・サポート会員宅以外での活動の場合・・・児童館、児童センターで子どもを預かる、又は子どもの送迎を伴う活動等の場合はサポート会員が自宅を出てから帰宅するまでの移動にかかった時間も含め保育時間として計算します。
- ・1人のサポート会員が兄弟姉妹、複数のお子さんのお預かりする場合、2人目から利用料金が半額になります。

①千代田町内にお住まいの方(子ども1人あたりの1時間単価)

基本時間 (8時～18時)	利用料金 単価	町の 補助額	利用会員が 支払う額	基本時間外 (7時～8時、 18時～22時)	利用料金 単価	町の 補助額	利用会員が 支払う額
1人	800円	300円	500円	1人	900円	400円	500円
2人	1,200円	450円	750円	2人	1,350円	600円	750円
3人	1,600円	600円	1,000円	3人	1,800円	800円	1,000円

②千代田町外にお住まいの方(子ども1人あたりの1時間単価)

基本時間 (8時～18時)	利用会員が 支払う額	基本時間外 (7時～8時、 18時～22時)	利用会員が 支払う額
1人	800円	1人	900円
2人	1,200円	2人	1,350円
3人	1,600円	3人	1,800円

● 移動交通費やその他実費

★援助活動に関わる交通費や実費等は利用会員の了承を得た上で請求します。

- ・公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費を利用会員が支払います。
- ・サポート会員の車をつかって移動をした場合、ガソリン代を利用会が支払います。

ガソリン代は移動距離で計算します。(5km 単位で 100 円加算)

(例)・0km～5km まで100円 ・5km 以上～10km まで200円 ・10km 以上～15km まで300円

- ・夕飯等の提供をお願いした場合、食費代を利用会員が支払います。※原則利用会員が用意して持参します。
食費目安(子ども1人につき)

0才以上～3才・・・200円 ・3才以上～6才・・・300円 ・6才以上～9才・・・400円 9才以上～12才・・・500円

- ・その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

●キャンセル料について

・依頼のキャンセルを行う場合は速やかに直接サポート会員に連絡の上、センターにもその旨をご連絡ください。
※活動予定日の当日のキャンセル又は無断キャンセルはキャンセル料が発生します。

- ・基本時間内の依頼……800円
- ・基本時間外にかかる依頼…900円
- ・無断キャンセル……依頼時間分の利用料金

キャンセル料には補助が出ません。

5. 利用会員の心得

※ファミリー・サポートの活動は利用会員、サポート会員双方の合意のもと行う地域の助け合い活動です。会員同士マナーを守り気持ちよく活動できるようにしていきましょう。

1. 依頼は、必ずセンターを通して行います。センターを通さない依頼については、補償保険は適用されません。
2. 事前の打ち合わせで予定していない依頼（依頼日の追加、依頼内容の変更等）をする場合は、必ずセンターを通して行ってください。
3. 活動時間に変更がある場合（お迎えが間に合わない、又は予定より早く迎えに行ける等）は必ずサポート会員に事前に連絡を入れて了解を得てください。
4. 依頼はできるだけキャンセルをしないよう、計画的に行ってください。
5. 援助活動により知り得た家庭の事情を他人に漏らしたり、プライバシーを侵害する行為をしてはいけません。退会後においても同様です。
6. 活動で知りえた情報を政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください。
7. 活動中にケガやトラブル等に関しては速やかにセンターへご連絡ください。
8. 台風や雪、災害時等是对応ができない場合もあります。ご了承ください。

★不明な点やトラブルの連絡先

千代田町ファミリーサポートセンター(緊急サポートセンター)TEL048-297-2903

依頼受付時間7:00～20:00 土日祝日も受け付けています(休み 12/29～1/3)

6. 援助活動に際して利用会員に準備していただくもの

※保育に必要な物は基本的に利用会員が用意します。お子さんをお預かりする前に忘れものがないか利用会員と一緒に確認してください。用意する物は事前打合せの際に話し合って決めます。

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | ・昼食、おやつ（必要時のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・食事用エプロン（必要児童のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・着替え | |
| <input type="checkbox"/> | ・汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等） | |
| <input type="checkbox"/> | ・おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ） | |
| <input type="checkbox"/> | ・バスタオル | |
| <input type="checkbox"/> | ・おしぼりタオル | |
| <input type="checkbox"/> | ・ティッシュ | |
| <input type="checkbox"/> | ・薬（必要児童のみ） | その他保育に必要な物 |

7. 保険について

万が一に備え、NPO総合保険(あいおい損保)に加入します。

●賠償責任保険

保育スタッフが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

千代田町ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、千代田町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、会員間による育児の相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）を行うことにより、地域で安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

(組織)

第3条 相互援助活動は、会員制で行い、サポート会員及び利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サポート会員及び利用会員の募集及び登録に関すること。
- (2) サポート会員の開拓及び確保に関すること。
- (3) 会員間の育児の相互援助活動の調整に関すること。
- (4) サポート会員に対して行う相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (5) サポート会員と利用会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日及び時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日及び時間は、12月29日から翌年1月3日を除く日の午前7時から午後8時までとする。ただし、相互援助活動中の事故等緊急時の対応等は、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身ともに健康で相互援助活動に理解と熱意を有し、積極的に相互援助活動を行うことができる満20歳以上で町内に在住又は在勤している者
- (2) サポート会員は、入会に際しセンターが実施する講習を受講した者
- (3) 利用会員は、相互援助活動に理解を有し、町内に在住又は在勤している者で、生後3か月以上の乳児から小学校6年生までの児童（以下「児童」という。）と同居し養育している者

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出し、サポート会員又は利用会員として、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
 - (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 2 センターは、会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (2) 会員の義務に違反したとき。

3 会員は、会員資格を喪失し、退会するときは、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 相互援助活動により知り得た会員又はその家族の個人情報を保護すること。会員でなくなった後も同様とする。
- (2) センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。
- (3) 入会后、登録事項等に変更があった場合は、速やかにセンターに届出をすること。

2 サポート会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって、相互援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行うこと。
- (2) 活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターに提出すること。
- (3) 相互援助活動中は、会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示すること。

3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は、慎むこと。
- (2) 第12条に規定する相互援助活動以外の活動を要求しないこと。
- (3) 相互援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求しないこと。

- (4) 相互援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
- (5) 相互援助活動終了後、活動報告書を確認したうえで、署名し、別に定める額をサポート会員に支払うこと。
- (6) 相互援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

(代表者)

第10条 センターは、代表者1名を置くものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うものとする。

3 センターに、アドバイザーを補佐するため、サブリーダーを置くことができる。

(相互援助活動の内容)

第12条 相互援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと次に掲げる活動を実施する。

- (1) 認定こども園、保育園、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「こども園等」という。）の開始時刻まで児童を預かること。
- (2) こども園等の終了時刻後、児童を預かること。
- (3) こども園等と相互援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (4) こども園等の休日その他の事由がある場合において、臨時に児童を預かること。
- (5) 保護者の通院、冠婚葬祭、他の児童の学校行事等の理由により児童を預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、実施しない。

- (1) 宿泊を伴う児童の預かりを行うこと。
- (2) 病児・病後児を預かること。
- (3) 利用会員とサポート会員が、面談による事前協議及び確認を行わずに児童を預かること。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(相互援助活動の対象)

第13条 相互援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校6年生までの児童とする。ただし、当該児童の身体等の状況により、相互援助活動が困難とセンターが判断したときは、相互援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第14条 サポート会員は、当該児童の兄弟姉妹であれば複数の児童の預かりを行うことができる。

(相互援助活動の場所)

第15条 児童を預かる場所は、サポート会員若しくは利用会員宅又は児童センター若しくは児童館とする。ただし、サポート会員と利用会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

(相互援助活動の時間)

第16条 サポート会員による相互援助活動の時間は、午前7時から午後10時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、児童センター又は児童館で預かる場合は、当該施設の開館時間内とする。

(利用料等の支払)

第17条 利用会員は、サポート会員に対して、別表第1に定める基準に従い、相互援助活動に係る利用料及び交通費等の実費を支払うものとする。

(利用料の算定方法)

第18条 前条に規定する利用料の基礎となる相互援助活動の時間は、児童を預かっている時間又はサポート会員が援助を行う児童を見守る時間とし、サポート会員単独での移動時間は、相互援助活動の時間に含まない。ただし、児童の送迎のみを行う相互援助活動の場合は、サポート会員単独での移動時間も含む。

2 相互援助活動の時間は、1時間単位とする。

3 最初の1時間は、これに満たない場合であっても1時間とする。

(依頼の取消し)

第19条 利用会員は、依頼の取消しをするときは、その旨をサポート会員及びセンターに速やかに連絡しなければならない。

2 利用会員は、依頼の取消しをするときは、別表第2に定める基準によりキャンセル料をサポート会員へ支払わなければならない。

(緊急時の対応)

第20条 相互援助活動中に事故が生じた場合は、適切な対応を行った後、直ちにセンターに報告しなければならない。

2 災害等で避難を要する場合は、原則として事前に確認している避難場所に避難する。

(相互援助活動の実施方法)

第21条 利用会員は、相互援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申込みをするものとする。

2 センターは、相互援助活動の内容、日時等を確認し、サポート会員との調整を行うものとする。

3 アドバイザー又はサブリーダーは、原則として相互援助活動開始前に利用会員とサポート会員との面談による事前打合せを行い、相互援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。ただし、急を要する依頼の場合は、この限りでない。

4 利用会員は、申し込んだ相互援助活動の内容以外の相互援助活動を求めてはならない。

5 サポート会員は、相互援助活動を実施したときは、活動報告書に相互援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第22条 会員は、相互援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第23条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第24条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1(第17条関係)

1 町内に在住する利用会員の利用料等

相互援助活動の時間	1時間当たりの利用料		
	単価	町補助額	自己負担額
午前8時～午後6時	800円	300円	500円
午前7時～午前8時 午後6時～午後10時	900円	400円	500円

備考

(1) 児童の送迎のみを行う相互援助活動の場合は、サポート会員単独での移動時間も利用料に含む。

(2) 相互援助活動は、1時間単位とする。

(3) 同時に2人以上の児童を預けた場合、年長者を1人目の児童とし、当該児童に係る利用料は、この表に掲げる額とし、2人目以降の児童に係る利用料は、この表に掲げる利用料の2分の1の額とする。

(4) 実費(交通費、食事代等)は、別途清算とする。

2 町内に在住する利用会員以外の利用会員の利用料

相互援助活動の時間	1時間当たりの利用料		
	単価	町補助額	自己負担額
午前8時～午後6時	800円	0円	800円
午前7時～午前8時 午後6時～午後10時	900円	0円	900円

備考

(1) 児童の送迎のみを行う相互援助活動の場合は、サポート会員単独での移動時間も利用料に含む。

(2) 相互援助活動は、1時間単位とする。

(3) 同時に2人以上の児童を預けた場合、年長者を1人目の児童とし、当該児童に係る利用料は、この表に掲げる額とし、2人目以降の児童に係る利用料は、この表に掲げる利用料の2分の1の額とする。

(4) 実費(交通費、食事代等)は、別途清算とする。

別表第2(第19条関係)

相互援助活動の時間	キャンセル料
午前8時～午後6時	800円
午前7時～午前8時 午後6時～午後10時	900円

備考

(1) キャンセル料は、相互援助活動の当日に取り消した場合に限り生じる。

(2) 連絡なく依頼が取り消された場合は、相互援助活動を予定していた時間の全部に対する利用料を支払うものとする。